

湖西市出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の行政に関する情報提供について、市民の要望に応じて職員等を講師として派遣する湖西市出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市民の自治意識の高揚を図り、もって参加と協働に基づく市民主役による市政の実現に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を利用することができる団体は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者で構成された10人以上の団体とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(利用時間及び会場)

第4条 出前講座は、午前9時から午後9時までの間とし、2時間以内とする。

2 出前講座の実施会場は、市内に限るものとし、会場の確保準備等については、出前講座を利用しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）の責任において行うものとする。

(実施申込み等)

第5条 申込者は、原則として当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の1か月前までに、出前講座申込書（様式第1号）を希望する講座の担当課の長に提出するものとする。

2 前項による申込みがあったとき、担当課の長は、出前講座の実施の可否を決定し、出前講座決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 前項の実施の決定をする場合において、担当課の長は、申込者に対して必要な条件を付すことができる。

(実施の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、出前講座を実施せず、又は開催中であっても講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反すると認められるとき。
- (4) 担当課で講師派遣ができないとき。

(変更等の連絡)

第7条 第5条の規定により出前講座の実施の決定を受けた申込者は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は集会等を中止しようとするときは、速やかに担当課に連絡しなければならない。

(講師料)

第8条 出前講座に係る講師料は、無料とする。

(報告)

第9条 担当課は、出前講座終了後、出前講座実施報告書（様式第3号）を市長に提出する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。